

# 大阪市立島屋小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「強く、正しく、明るく生き抜く人間の育成」のために「大阪市立島屋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気をつくり、いじめの防止に努める
- ② いじめを見落とさないよう、未然防止・いじめの早期発見に努める。
- ③ いじめが発覚した時の組織体制をつくり、早期解決に努める。
- ④ 学校・家庭・地域が一体となって、いじめに対する組織的な指導体制をつくる。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① チャイムとともに始まり、静かに話を聞く体制の下で、どの子も落ち着いた雰囲気で授業に臨み、みんなで認め合いながら授業が進められるようにする。
- ② 「わかる授業」づくりのため、少人数指導の工夫や、個に応じた指導材・家庭学習の工夫を図るなど、学年で指導方法の共通理解のもと、基礎・基本の定着を図る。
- ③ 全教職員の指導力向上を目指すために、授業研究を全員参加で計画的に行い、専門的な指導を受けつつ実践的な授業を進めるようにする。

(2) 自尊感情を高めるために

- ① どの子も学級において自分の存在が感じられ認められるように、学級活動や児童会活動を通して、活動に対する意欲と満足感を持つようとする。
- ② 友だちや教職員と積極的に関わり合いを持つような場を工夫し、自分の考えや思いがみんなに伝わり、認め合えることができる集団づくりに努める。
- ③ お互いの特性を認め合い、良さや個性を認め合える集団をつくるために、考えを発表しあったり、話を聞きあったり、互いに考え方を認められる集団作りに努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳の授業を通して、いじめの対する認識やいじめを許さない意識の醸成を図る。また、学級活動などを通していじめの卑劣さを知らせ、傍観することのないよう指導し、いじめを見逃さない集団を作る。
- ② 保健や道徳の授業を通して、いじめは命に関わる問題であることを理解し、命の大切さ・相手を思いやることの大切さを指導し、やさしい心、豊かな心の醸成を図る。
- ③ いじめを許さない集団をつくることを、道徳や学級指導を通して理解させ、いじめに対して勇気をもって立ち向かう態度を育てる。
- ④ 「いじめについて考える日」を学期に1回設定し、いじめを許さない気持ちを持続させる。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級では、担任が子どもの日々の些細な変化も見逃さないように、児童の人間関係を把握する。
- ② 子どもの些細な変化の共有を図るために、全教職員で変化の記録（5W1H）をとり、迅速に報告し合うことにより、早期発見に努める。学級担任だけでなく養護教諭や担任外の教諭の関わりも早期発見につなげていく。
- ③ 子どもに対して定期的にアンケートを取り、人間関係やいじめの実態把握に努める。いじめが疑われる事例があれば、管理職に報告し、専門機関等にも相談し、適切且つ迅速な対応を図る。

- ④ スクールライフノートの「相談」機能を児童に周知するとともに、教職員にはその確認を徹底させる。また、管理職も相談の有無を常に確認する。

## 5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめを発見した場合の報告体制を全教職員に徹底させ、一人で抱え込みず、管理職や全教職員にいじめの実態が早く伝わるようにする。
- ② いじめが発見されたら、早急にいじめ対策委員会を開き、具体的な対応策を全教職員に対して提案し、より良い解決方法をみんなで話し合う。教職員がそれぞれの立場で、いじめの解決に向けて連携した行動がとれるようにする。
- ③ 被害児童の保護者に対する接し方、加害児童の保護者に対する接し方については、教職員間で共通理解を図り、窓口を一本化して一貫した対応ができるようにする。被害児童に対しては心のケアを重視し、加害児童に対しては、二度といじめをしない心情と態度を醸成できるように、適切且つ毅然として指導を行う。
- ④ いじめの内容によっては、家庭や地域、専門機関との連携も行い、早期解決に向けて適切な対応ができるようにする。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① 「いじめ対策委員会」を作る

<構成> 管理職・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭等  
※ 事案に応じて、担任・担当者を加える。

<役割> • 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。  
• いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。  
• いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

- ② 事案発生時には「いじめ対策委員会」を行う。

<構成> いじめ対策委員会メンバーまたは、場合によっては全教職員

<役割> • 具体的ないじめの対応について話し合い、確認する。  
• それぞれの役割や、動きを確認する。

③ 定期的に実施している生活指導部会の中で情報共有し、いじめに対する基本的な知識や、早期発見・早期解決に対する認識を深める。

#### 【年間計画】

① いじめ対策委員会（案件にあがった事案についての情報共有）  
生活指導部会の中での実施する場合もある

② 事案発生時のいじめ対策委員会 いじめ発生時には随時招集

#### 【調査等】

児童対象いじめアンケート調査 年3回（5月・11月・2月）

#### 【研修会】

① 生活指導・特別支援教育・外国人教育・人権教育実践研修会（5月・2月）

② 生活指導部会 毎月1回

#### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

① いじめSOS対応の手紙の配付、ホームページなどでの学校のいじめに対する考え方や取り組みの発信等、いじめ防止の啓発を行う。また、保護者・地域からの情報提供も要請し、情報収集に努める。

② 学校協議会を通して、地域や家庭との連携を要請する。

③ 民生委員や地域の組織とも連携を図り、多くの目でいじめの防止・早期発見・早期解決に努める。

#### (3) 取組内容の検証

① 「運営に関する計画」では、学校全体としての取り組みとしていじめや生活指導面での取り組みを位置づけ、十分な取り組みであったか評価する。

② いじめが発生した場合は、取り組みの中で、何が不十分だったのか検討し、いじめの再発防止に努める。

## 7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校として、いじめを隠蔽しないで、誠意ある対応をする。対応窓口を一体化し、学校として統一した対応ができるようにする。
- ② いじめ対策委員会として、すぐに調査組織を設置し、事実関係の明確化を早急に行う。
- ③ 被害児童及びその保護者に対しては、確実に判明した事実に対して情報提供を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

